

令和6年度

主要施策と当初予算案の概要

愛川町

1 歳入歳出予算総額

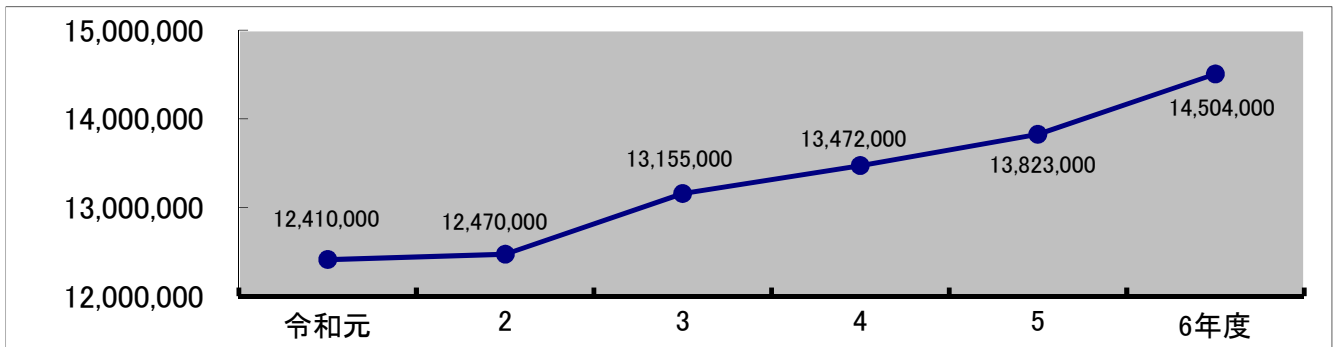
(単位:千円・%)

会 計 名		令和6年度		令和5年度		比 較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
一 般 会 計		14,504,000	54.7	13,823,000	53.5	681,000	4.9
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	4,557,000	17.2	4,857,000	18.8	△ 300,000	△ 6.2
	後 期 高 齢 者 医 療	687,000	2.6	590,000	2.3	97,000	16.4
	介 護 保 険	3,672,000	13.8	3,501,000	13.6	171,000	4.9
	小 計	8,916,000	33.6	8,948,000	34.7	△ 32,000	△ 0.4
企 業 会 計	公 共 下 水 道 事 業	2,015,838	7.6	1,885,871	7.3	129,967	6.9
	水 道 事 業	1,087,000	4.1	1,165,000	4.5	△ 78,000	△ 6.7
	小 計	3,102,838	11.7	3,050,871	11.8	51,967	1.7
合 計		26,522,838	100.0	25,821,871	100.0	700,967	2.7

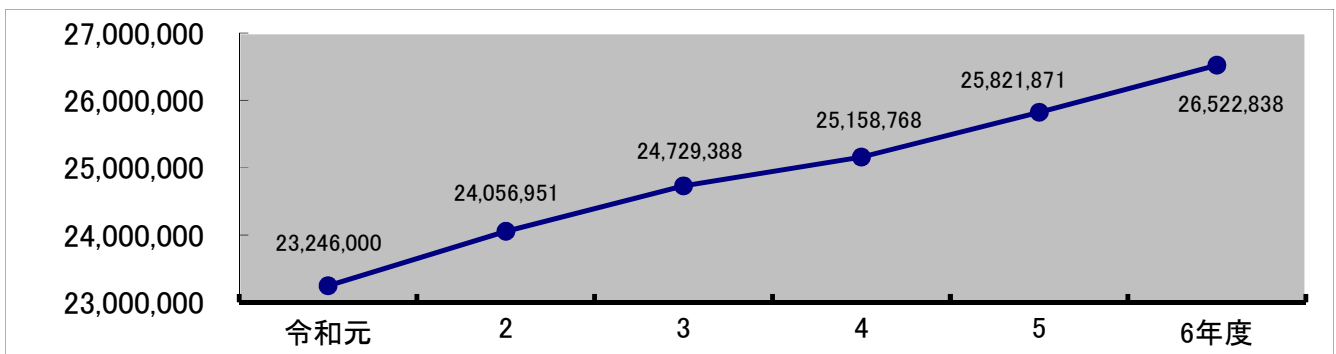
予 算 の 推 移

○一般会計

(単位:千円)



○予算総額



2 一般会計歳入歳出予算の内訳

(1) 歳 入

(単位:千円・%)

款	令和6年度		令和5年度		比 較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
① 町 税	7,931,854	54.7	7,709,211	55.8	222,643	2.9
2 地 方 譲 与 税	121,500	0.8	117,500	0.9	4,000	3.4
3 利 子 割 交 付 金	1,000	0.0	1,500	0.0	△ 500	△ 33.3
4 配 当 割 交 付 金	35,000	0.3	31,000	0.2	4,000	12.9
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	34,000	0.2	30,000	0.2	4,000	13.3
6 法 人 事 業 税 交 付 金	139,000	1.0	136,000	1.0	3,000	2.2
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,044,000	7.2	1,025,000	7.4	19,000	1.9
8 ゴルフ場利用税交付金	38,000	0.3	40,000	0.3	△ 2,000	△ 5.0
9 環 境 性 能 割 交 付 金	29,000	0.2	27,000	0.2	2,000	7.4
10 地 方 特 例 交 付 金	48,000	0.3	48,000	0.4	0	0.0
11 地 方 交 付 税	20,010	0.2	10	0.0	20,000	200,000.0
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,000	0.0	5,500	0.0	△ 500	△ 9.1
⑬ 分 担 金 及 び 負 担 金	25,444	0.2	21,563	0.2	3,881	18.0
⑭ 使 用 料 及 び 手 数 料	315,875	2.2	324,040	2.3	△ 8,165	△ 2.5
15 国 庫 支 出 金	1,554,406	10.7	1,406,327	10.2	148,079	10.5
16 県 支 出 金	1,092,843	7.5	1,052,271	7.6	40,572	3.9
⑰ 財 産 収 入	959	0.0	878	0.0	81	9.2
⑱ 寄 附 金	339,562	2.3	98,436	0.7	241,126	245.0
⑲ 繰 入 金	201,288	1.4	520,904	3.8	△ 319,616	△ 61.4
⑳ 繰 越 金	250,000	1.7	250,000	1.8	0	0.0
㉑ 諸 収 入	754,759	5.2	447,760	3.2	306,999	68.6
22 町 債	522,500	3.6	530,100	3.8	△ 7,600	△ 1.4
歳 入 合 計	14,504,000	100.0	13,823,000	100.0	681,000	4.9
○ 自 主 財 源	9,819,741	67.7	9,372,792	67.8	446,949	4.8
依 存 財 源	4,684,259	32.3	4,450,208	32.2	234,051	5.3

町税の内訳

(単位:千円・%)

区分	税目		令和6年度		令和5年度		比較		
			当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率	
現 年 課 税 分	町 民 税	個人	2,079,165	26.2	1,992,914	25.9	86,251	4.3	
		法人	563,600	7.1	587,393	7.6	△ 23,793	△ 4.1	
		小計	2,642,765	33.3	2,580,307	33.5	62,458	2.4	
	固 定 資 産 税	純 固 定 資 産	土地	1,504,429	19.0	1,418,778	18.4	85,651	6.0
			家屋	1,741,073	22.0	1,712,054	22.2	29,019	1.7
		償却資産	償却資産	788,705	9.9	784,750	10.2	3,955	0.5
			計	4,034,207	50.9	3,915,582	50.8	118,625	3.0
	課 税 分	交 付 金	交付金	192,304	2.4	197,091	2.5	△ 4,787	△ 2.4
			小計	4,226,511	53.3	4,112,673	53.3	113,838	2.8
	軽 自 動 車 税	環 境 性 能 割 種 別 割	環境性能割	22,533	0.3	13,507	0.2	9,026	66.8
			種別割	140,993	1.8	130,486	1.7	10,507	8.1
			小計	163,526	2.1	143,993	1.9	19,533	13.6
	町 た ば こ 税	町たばこ税	379,311	4.8	368,435	4.8	10,876	3.0	
		都市計画税	470,341	5.9	452,003	5.8	18,338	4.1	
		合計	7,882,454	99.4	7,657,411	99.3	225,043	2.9	
		合計	7,882,454	99.4	7,657,411	99.3	225,043	2.9	
滞 納 繰 越 分	町民税	26,500	0.3	27,800	0.4	△ 1,300	△ 4.7		
	固定資産税	19,500	0.3	20,400	0.3	△ 900	△ 4.4		
	軽自動車税	1,000	0.0	1,100	0.0	△ 100	△ 9.1		
	都市計画税	2,400	0.0	2,500	0.0	△ 100	△ 4.0		
	合計	49,400	0.6	51,800	0.7	△ 2,400	△ 4.6		
総計		7,931,854	100.0	7,709,211	100.0	222,643	2.9		

(2)歳 出(目的別)

(単位:千円・%)

款	令和6年度		令和5年度		比 較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1 議 会 費	152,081	1.1	169,427	1.2	△ 17,346	△ 10.2
2 総 務 費	1,692,223	11.7	1,642,782	11.9	49,441	3.0
3 民 生 費	5,613,004	38.7	5,360,700	38.8	252,304	4.7
4 衛 生 費	1,407,619	9.7	1,433,981	10.4	△ 26,362	△ 1.8
5 農 林 水 産 業 費	188,458	1.3	197,259	1.4	△ 8,801	△ 4.5
6 商 工 費	338,156	2.3	457,597	3.3	△ 119,441	△ 26.1
7 土 木 費	1,710,565	11.8	1,384,161	10.0	326,404	23.6
8 消 防 費	797,603	5.5	809,010	5.9	△ 11,407	△ 1.4
9 教 育 費	1,701,259	11.7	1,532,172	11.1	169,087	11.0
10 災 害 復 旧 費	994	0.0	990	0.0	4	0.4
11 公 債 費	802,038	5.5	767,921	5.6	34,117	4.4
12 諸 支 出 金	40,000	0.3	7,000	0.0	33,000	471.4
13 予 備 費	60,000	0.4	60,000	0.4	0	0.0
歳 出 合 計	14,504,000	100.0	13,823,000	100.0	681,000	4.9

(3)歳 出(性質別)

(単位:千円・%)

区 分		令和6年度		令和5年度		比 較		
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率	
消 費 的 経 費	人 件 費	3,701,462	25.5	3,552,499	25.7	148,963	4.2	
	物 件 費	2,466,192	17.0	2,313,021	16.7	153,171	6.6	
	維 持 補 修 費	62,076	0.4	57,840	0.4	4,236	7.3	
	扶 助 費	2,985,474	20.6	2,791,676	20.2	193,798	6.9	
	補 助 費 等	1,537,555	10.6	1,636,980	11.9	△ 99,425	△ 6.1	
	小 計	10,752,759	74.1	10,352,016	74.9	400,743	3.9	
投 資 的 経 費	普通建設事業費	1,083,830	7.5	998,677	7.2	85,153	8.5	
	内 訳	補助事業費	237,256	1.6	292,241	2.1	△ 54,985	△ 18.8
		単独事業費	846,574	5.9	706,436	5.1	140,138	19.8
	災害復旧事業費	994	0.0	990	0.0	4	0.4	
	小 計	1,084,824	7.5	999,667	7.2	85,157	8.5	
公 債 費	802,038	5.5	767,921	5.6	34,117	4.4		
積 立 金	232,504	1.6	108,536	0.8	123,968	114.2		
投資及び出資金	135,480	0.9	117,029	0.8	18,451	15.8		
貸 付 金	254,000	1.8	221,000	1.6	33,000	14.9		
繰 出 金	1,182,395	8.2	1,196,831	8.7	△ 14,436	△ 1.2		
予 備 費	60,000	0.4	60,000	0.4	0	0.0		
歳 出 合 計	14,504,000	100.0	13,823,000	100.0	681,000	4.9		
義 務 的 経 費	7,488,974	51.6	7,112,096	51.5	376,878	5.3		

(注) 1 「補助事業費」とは、直接又は間接に国庫からの補助を受けて施行する事業費をいい、県単独の補助を受けて行う事業費は含まない。

2 「義務的経費」とは、人件費、扶助費及び公債費の計をいう。

3 主要施策

◎子育て支援を柱とした福祉・健康施策の推進

《1 児童福祉》

拡 (1) 児童手当の拡大 580,780 千円（子育て支援課）

児童手当法の改正に伴い、令和 6 年 10 月分から所得制限を撤廃し、対象を「15 歳まで」から「18 歳まで」に広げるとともに、第 3 子以降は月額 3 万円に増額するもの

(2) 小児医療費助成事業 116,261 千円（子育て支援課）

18 歳までの入院・通院医療費の自己負担分を全額助成するもの（所得制限なし）

(3) 子育て世帯への助成 28,440 千円（子育て支援課・健康推進課・教育総務課）

国の「出産・子育て応援交付金」を活用し、妊娠時から出産・子育てまで一貫した支援事業を実施するほか、子育て世代の負担軽減のため各種助成を実施するもの

● 出産・子育て応援事業



● 経済的支援

〈妊娠時〉 妊娠届を提出した妊婦 1 人あたり現金 5 万円を支給

〈出産時〉 あいかわ子育て応援ギフト 8 万円分の支給

※あいかわ子育て応援ギフトの内訳

・こども商品券 5 万円分（国交付金活用事業）

・赤ちゃん育児用品購入費助成券 3 万円分（町単独事業）

● 伴走型相談支援

〈内容〉 妊娠 8 ヶ月時における希望者への訪問等による相談支援を実施

● 入学準備助成金支給事業

小学校等への入学を控えた児童のいる世帯に対し、入学準備助成金として児童 1 人につき 1 万円を支給するもの

新 (4) 私立幼稚園等臨床心理士派遣事業 120 千円（子育て支援課）

町内の私立幼稚園等に臨床心理士を派遣し、支援が必要な園児に対し発達支援を行うもの

新 (5) 病児保育施設整備事業費補助金 27,000 千円（子育て支援課）

病気やけがのため保育園や幼稚園、学校に通園・通学ができない児童等を一時的に預かる病児保育事業を令和 7 年 4 月から実施予定の事業者に対し、「子ども・子育て支援施設整備交付金」を活用し、施設の整備事業費を補助するもの

〈整備予定〉 中津桜台地区

(6) 認定こども園及び小規模保育施設等への給付 478,475 千円（子育て支援課）

● 施設型給付事業

〈対象施設〉 認定こども園及び給付対象幼稚園

町内 2 施設 268 名分、町外 15 施設 67 名分

● 地域型保育給付事業

〈対象施設〉 小規模保育施設（少人数を対象とした家庭的な保育を実施する施設）

町内 3 施設 57 名分、町外 1 施設 3 名分

- 新** ● おむつ処分加算給付
 使用済おむつを処分するために必要な費用を対象施設に給付し、保護者や保育士の負担軽減を図るもの
 〈対象施設〉 町内の認定こども園及び小規模保育施設

(7) 私立幼稚園等及び利用者への支援

37,563 千円 (子育て支援課)

- 拡** ● 私立幼稚園特別支援児補助金
 〈補助額〉 (現行) 特別支援を必要とする園児 1 人あたり 20,000 円
 (改正) 特別支援を必要とする園児 1 人あたり 25,000 円
- 幼稚園型一時預かり事業費補助金
 教育標準時間の前後又は夏休み等長期休業日に児童を預かる場合に補助金を交付するもの
 〈補助対象〉 認定こども園及び給付対象幼稚園
 〈補助額〉 児童 1 人あたり日額 400 円～800 円
- 子育てのための施設等利用給付費負担金(私学助成園)
 〈給付対象〉 私立幼稚園
 〈給付額〉 園児 1 人につき月 25,700 円(給付限度額)
- 子育てのための施設等利用給付費負担金(預かり保育、認可外等)
 〈対象者〉 幼稚園預かり保育、認可外保育施設等を利用している児童
 〈給付額〉 ・ 預かり保育 月 11,300 円(給付限度額)
 ・ 認可外保育施設 月 37,000 円～42,000 円(給付限度額)

(8) 新婚生活支援事業

3,600 千円 (子育て支援課)

- 〈対象者〉 ・ 新たに婚姻し町内に居住する世帯
 ・ 世帯所得 500 万円未満
 ・ 夫婦ともに 39 歳以下
- 〈対象費用〉 新居の購入費、新居の家賃、新居への引越し費用
- 〈補助額〉 ・ 夫婦ともに 29 歳以下 上限 60 万円
 ・ 上記以外 上限 30 万円

(9) すこやか親子健康診査等事業

1,525 千円 (健康推進課)

妊娠期から子育て期の切れ目のない支援として、健康保険が適用されない産婦健康診査と新生児聴覚検査に係る経費の一部を助成するとともに、産後不安の解消や産後うつ
 の早期発見を図るための教室を開催するもの

- 産婦健康診査
 〈対象診査〉 産後 2 週間後及び 1 ヶ月後診査
 〈助成額〉 6,000 円(3,000 円×2 回)
- 新生児聴覚検査(いずれか 1 回)
 〈助成額〉 ・ 自動 ABR(自動聴性脳幹反応) 検査 3,000 円
 ・ OAE(スクリーニング用耳音響放射) 検査 2,200 円
- 赤ちゃんパパとママの教室
 〈内容〉 健康相談などの産後ケア(年 12 回)
 〈会場〉 健康プラザ
- 産後ママのためのリラックス教室
 〈内容〉 ストレッチやリラクゼーションなどの産後ケア(年 4 回)
 〈会場〉 健康プラザ

(10) 乳幼児健康診査事業

5,268 千円 (健康推進課)

母子保健法に基づき、町が乳幼児に対して健康診査を行うもの

●乳幼児健康診査

〈個別健診〉 4 か月、10 か月 (随時)

〈集団健診〉 1 歳 6 か月、3 歳 6 か月 (各年 12 回)

●未受診児訪問

〈対象者〉 乳幼児健康診査未受診児

(11) 未就学児童の一時預かり事業

3,248 千円 (子育て支援課)

●一般型一時預かり事業費補助金

一時保育事業を実施する町内の幼保連携型認定こども園に対し、補助金を交付するもの

〈実施場所〉 中津幼稚園

〈対象者〉 1 歳児から就学前まで

〈利用時間〉 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分

〈保育料〉 1 時間 100 円～300 円 (給食・おやつ代別途)

●町立保育園での一時保育事業

〈実施場所〉 中津保育園、田代保育園

〈対象者〉 1 歳児から就学前まで

〈利用時間〉 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分

〈保育料〉 1 時間 100 円～300 円 (給食・おやつ代別途)

(12) 放課後の居場所づくり

6,276 千円 (生涯学習課)

●放課後児童クラブ

保護者の就労や疾病等により家庭での育成が困難な児童を対象に、町内全小学校 (6 校) に開設するもの

〈対象者〉 小学校 1 年生から 6 年生まで

〈定員〉 中津・菅原児童クラブは 40 人以内、他は 35 人以内

〈利用時間〉 平日 授業終了時から午後 6 時 30 分まで
土曜・長期休業日 午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
(午前 8 時からの早朝利用あり)

〈育成料〉 月額 4,000 円 (早朝利用 1 回につき 100 円)

●かわせみ広場

放課後の時間帯を使い、遊びを通じた異年齢児童間の交流活動等を行うもの

〈対象者〉 小学校 1 年生から 6 年生まで

〈実施日・時間〉 原則として平日の午後 3 時から午後 5 時まで
(11 月から 1 月までは午後 4 時 30 分まで)

〈実施施設〉 児童館等 10 施設

●小学校かわせみ広場

町内小学校でかわせみ広場事業を実施するもの

〈対象者〉 実施小学校に在籍する 1 年生から 6 年生まで (事前登録制)

〈実施日・時間〉 原則として週 1 日の授業終了時から午後 4 時 30 分まで

〈実施施設〉 中津小学校、中津第二小学校、菅原小学校

《2 高齢者福祉》

新 (1) 思い出ふれあい回想法事業 (高齢介護課)

「懐かしの学び舎」(旧半原小学校木造校舎)を活用し、懐かしの授業を通じて、過去に思いをめぐらすとともに、小中学校で提供している温かい給食を食べながら、思い出を語り合う回想法の手法を用いた高齢者交流事業を実施するもの

(2) 高齢者の生活支援 1,720 千円 (高齢介護課)

● 電動アシスト三輪自転車購入費助成

〈対象者〉 70歳以上の方で自転車を購入してから6ヶ月以内の方

〈助成額〉 購入費の1/4(上限25,000円)

● 高齢者補聴器購入費助成

〈対象者〉 70歳以上の在宅の高齢者(恒常的に介護を要する者を除く)

〈助成額〉 購入費の1/2(上限2万円)

(3) 高齢者バス割引乗車券購入費助成事業及び高齢者タクシー券助成事業

7,701 千円 (高齢介護課)

神奈川中央交通(株)が販売する高齢者バス割引乗車券「かなちゃん手形」の購入費の一部を助成するもので、80歳以上の方は、タクシー助成券との選択制とするもの

〈対象者〉 70歳以上

〈助成内容〉 1年券購入費の2分の1(5,400円)を助成

80歳以上はタクシー券(5,400円/年)との選択制

(4) 「寿大学講座」の開催 500 千円 (高齢介護課)

〈開催予定〉 令和6年9月下旬 〈会場〉 文化会館

〈内容〉 (予定) 防犯講話、落語など

(5) 介護予防事業の拡充・地域包括ケアシステムの推進(介護保険特別会計)

101,234 千円 (高齢介護課)

令和6年度からはじまる第9期介護保険事業計画の着実な実施に向け、高齢者の自立した日常生活の支援、介護予防、要介護状態等の軽減に向けた取り組みを推進するとともに、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に努めていくもの

〈主な介護予防事業等〉

・愛川・ささえあいポイント事業の実施

・運動機能向上事業 運動指導、プールを利用した転倒予防教室、いきいき100歳体操サポーター養成講座

・認知症予防教室 コグニサイズ、音楽体操教室、しゃきしゃき100歳体操の指導

・口腔機能向上事業 かみかみ100歳体操の指導

〈地域包括ケアシステムの推進〉

● 生活支援体制整備事業

・「生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体」の運営

● 在宅医療・介護連携推進事業

・「町在宅医療・介護連携推進協議会」の運営

・「医療介護連携多職種研修会」の実施

●認知症施策推進事業

- ・認知症の初期集中支援チームによる早期診断・早期対応及び地域支援推進員による相談対応
- ・多職種協働によるケアマネジメント、地域支援ネットワークの構築
- ・認知症サポーター等養成事業
- ・「わたしのこれからノート」を活用した人生会議の推進
- ・町内医師に対する認知症サポート医養成研修受講費用の負担

《3 障がい者・地域福祉》

新 (1) 障害者緊急一時受入事業 121 千円 (福祉支援課)

在宅の障がい者が、介護者の急病・事故等、不測の事態が起きても、必要な介護を受けられる体制を整備するため必要な給付を行うもの

〈支給額〉 短期入所 1泊 50,000 円、居宅介護 1 時間 2,500 円

(2) 障害者自立支援事業 1,366,010 千円 (福祉支援課)

身体・知的・精神の 3 障がい及び難病を対象にした障がい福祉サービスの提供に係る給付を行うもの

〈事業内容〉 自立支援医療費助成、障害者介護給付・訓練等給付費、地域生活支援事業、補装具費の給付

(3) 「社会福祉大会」・「人権啓発のつどい」の開催 1,530 千円 (福祉支援課・住民課)

●社会福祉大会

〈開催予定〉 令和 6 年 10 月 26 日 (土) 〈会場〉 文化会館

●人権啓発のつどい

〈開催予定〉 令和 6 年 12 月 7 日 (土) 〈会場〉 文化会館

《4 健康推進》

(1) 妊産婦等への助成など 12,785 千円 (健康推進課)

新 ●低所得妊婦初回産科受診料助成

低所得の妊婦の方について、経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の一部を助成するもの

〈助成内容〉 1 件あたり上限 10,000 円

拡 ●妊婦健康診査

〈助成内容〉 医療機関における健診 14 回分 (助産所での妊婦健康診査も対象)
1 回目：10,000 円
2～14 回目：(現行) 各 4,000 円→(改正) 各 5,000 円
多胎の場合、15 回目～19 回目を助成 (各 5,000 円)

●特定不妊治療費助成事業

〈助成内容〉 先進医療(保険外診療)などによる治療に要した費用(上限 10 万円)

●不育症治療費助成事業

〈助成内容〉 不育症治療(保険外診療)に要した費用の 1/2 以内とし、年間の限度額 30 万円まで複数回申請が可能

●産婦健康診査【再掲】

〈助成内容〉 産後 2 週間後及び 1 ヶ月後健診（助成額 6,000 円：3,000 円×2 回）

(2) 予防接種事業

110,678 千円 （健康推進課）



●帯状疱疹ワクチン接種事業

帯状疱疹の発症や重症化を予防するため、ワクチン接種に係る費用の一部を助成するもの

〈対象者〉 接種日当日に 50 歳以上の方

〈助成額〉 生ワクチン5,000円、不活化ワクチン12,500円/回

●乳幼児等予防接種事業

B型肝炎や水痘、小児用肺炎球菌ワクチンの接種など、対象年齢に応じた各種予防接種を全額公費負担で実施するもの



●小児インフルエンザ予防接種事業

〈対象者〉 （現行）生後 6 ヶ月から小学校 6 年生までの乳幼児・児童
→（拡大）15 歳、18 歳の方を追加

〈助成内容〉 2 回接種 1 回につき 1,000 円（15 歳、18 歳は 1 回接種 1,000 円）

●高齢者肺炎球菌予防接種事業

〈対象者〉 ・65 歳となる方

・60 歳～64 歳で、心臓、腎臓、呼吸器等に一定の障がいをもつ方
※町の助成を受けて接種したことがある方を除く

〈自己負担〉 4,000 円（町民税非課税世帯に属する方、生活保護受給者は免除）

●高齢者インフルエンザ予防接種事業

〈対象者〉 ・65 歳以上の方

・60 歳～64 歳で、心臓、腎臓、呼吸器等に一定の障がいをもつ方

〈自己負担〉 1,500 円（後期高齢者となる 75 歳の方は無料）

●風しんワクチン接種事業

〈対象者〉 ・妊娠を希望する 20 歳以上の女性、妊婦の配偶者

・昭和 33 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた男性
※定期予防接種対象者を除く

〈助成額〉 麻しん風しん混合ワクチン6,000円、風しん単抗原ワクチン4,000円

●風しん定期予防接種事業

今まで公的な予防接種機会のなかった昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性を対象に、風しんの抗体検査及び予防接種を全額公費負担で行うもの

●再接種費用助成金

骨髓移植等の医療行為により、過去に受けた定期予防接種により獲得した効果を失った方を対象に、再接種費用を助成するもの



(3) 成人歯科健診事業

8,902 千円 （健康推進課）

40 歳以上の方に加え、新たに 20 歳と 30 歳の方も対象に成人歯科健診を実施するもの

〈対象者〉・必須検査 （現行）40 歳以上の方

→（拡大）20 歳、30 歳の方を追加

・節目健診 （現行）40・45・50・55・60・65・70 歳の方

→（拡大）20 歳、30 歳の方を追加

〈内容〉・必須検査 むし歯や歯周病の有無、かみ合わせの状況等

・節目健診 歯肉の状況検査（CPI 検査）、
虫歯菌活動性検査（RD テスト）

(4) 国保ヘルスアップ事業（国民健康保険特別会計）

13,656 千円（国保年金課）

- **新** 健診異常値放置者受診勧奨事業
特定健康診査の結果、生活習慣病に関する異常値があるにも関わらず、受診行動がとれない方に対し、通知及び電話指導を行うことで、医療機関の受診を促し、生活習慣病の悪化を防ぐもの
- **新** 受診行動適正化（重複服薬者）保健指導事業
重複・多剤服薬者に対して、通知及び保健指導を実施し、服薬リスクの回避及び医療費の適正化を図るもの
- **新** 通いの場等健康教育・健康相談
地域における通いの場に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等を派遣し、健康教育、健康相談を行うもの
- 健康相談（健診事後指導）事業
〈対象者〉 特定健康診査の結果、健康相談を希望する方
- 特定健康診査受診率向上事業
ナッジ理論※を使用するとともに、QRコードを活用した動画での受診勧奨を行うことにより、特定健康診査受診率のさらなる向上を図るもの
※ナッジ理論 人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法
- 糖尿病重症化予防事業
糖尿病のコントロール不良者（腎機能低下なし）に対し、保健指導を行うことで、糖尿病の重症化を予防するもの
- 糖尿病性腎症重症化予防事業
糖尿病のコントロール不良者で、すでに腎機能の低下が見られる方を対象に、6ヶ月間、専門的な保健指導を行い、人工透析への移行を防ぐもの
- 糖尿病治療中断者保健指導事業
神奈川県が保有する糖尿病の治療中断者リストを活用し、通知及び電話による受診勧奨を行うことで、適切な治療に結び付け、糖尿病の重症化を予防するもの

新 (5) 特定健康診査集団健診の実施（国民健康保険特別会計）

1,219 千円（国保年金課）

国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査について、平日の受診が困難な方に対する受診機会を確保するため、個別健診実施期間終了後の休日に集団健診を実施するとともに、集団健診に限り、35歳から39歳までの若年層を対象に追加するもの

新 (6) 後期高齢者健康診査集団健診の実施

1,192 千円（国保年金課）

特定健康診査と同様に、後期高齢者健康診査についても、平日の受診が困難な方に対する受診機会を確保するため、個別健診実施期間終了後の休日に集団健診を実施するもの

新 (7) 後期高齢者健康診査受診率向上事業

3,798 千円（国保年金課）

特定健康診査で実施しているナッジ理論を活用した受診勧奨を行うことで、後期高齢者健康診査受診率の更なる向上を図るもの

(8) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

789 千円 (国保年金課)

後期高齢者医療広域連合から委託を受け、高齢者の特性を踏まえた保健事業として、生活習慣病の重症化予防や低栄養状態を予防するため、健康相談や訪問指導などの個別的な支援や、高齢者が通う「楽らくクラブ」での健康講話・健康相談を行い、高齢者の健康維持・フレイル予防に努めるもの

●健康相談・訪問指導 (生活習慣病の重症化予防)

〈対象者〉 後期高齢者健康診査の結果、健康相談を希望する方等

●栄養に関わる相談・指導

〈対象者〉 後期高齢者健康診査の結果、BMI 値が一定以下の方等

●糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病のコントロール不良者で、すでに腎機能の低下が見られる方を対象に、6 ヶ月間、専門的な保健指導を行い、人工透析への移行を防ぐもの

●通いの場における健康教育・健康相談

地域における通いの場に保健師・管理栄養士・歯科衛生士等を派遣し、健康教育・健康相談を行うもの

(9) がん検診推進事業

46,506 千円 (健康推進課)

●胃・肺・大腸がん 40 歳以上

※高齢や体質等によりバリウム検診を受けることができない方が増加傾向にあるため、胃内視鏡検査を実施した方を対象に検査費用の一部 (1 万円) を助成

●乳がん (女性のみ) 30 歳以上 ※無料クーポン対象年齢 40 歳の女性

●子宮頸がん (女性のみ) 20 歳以上 ※無料クーポン対象年齢 20~35 歳の女性

●前立腺がん (男性のみ) 50 歳以上

◎人づくりのための教育施策の推進

《1 学校教育》

新 (1) 学校給食費公会計化事業 9,388 千円 (教育総務課)

学校において管理・徴収を行っている給食費について、自治体で管理を行う公会計化をすることで、学校給食の安定的な提供、学校給食費会計の透明性の向上及び教職員業務の負担軽減を図るもの（令和 6 年 9 月から）

(2) 学校給食における物価高騰対策 14,335 千円 (教育総務課)

- 小中学校給食食材費高騰等緊急対策補助金の交付
食材料費等が高騰する中においても、給食費の値上げをすることなく、栄養バランスの取れたおいしい給食を提供できるよう、食材料費の高騰分 6%相当を補助し、円滑な学校給食運営を図るもの
- 小学校給食費特例補助金の給付
令和 4 年 4 月からの小学校給食費改定に伴い、保護者負担の軽減を図るため、令和 4 年度から増額分の補助を行っているが、物価高騰等の厳しい社会経済情勢が続いていることから、引き続き補助を継続するもの
〈支給対象〉 町立小学校に通う全児童
〈補助額〉 月額 200 円（小学 1 年の 4 月分は 100 円）

- 新** ●中学校給食費特例補助金の給付
中学校給食費についても、小学校給食費と同様に補助を行うもの
〈支給対象〉 町立中学校に通う全生徒
〈補助額〉 月額 200 円

新 (3) 部活動指導員配置促進事業 4,036 千円 (教育総務課)

部活動顧問としての役割を担い、かつスポーツや文化活動等に係る専門的な知識・技能のある指導員を配置し、生徒の技術向上と教員の負担軽減を図るもの

新 (4) 日本語指導初期集中支援事業 946 千円 (指導室)

入国したばかりの児童生徒に対し、日本語指導協力者による集中的支援を実施することで、児童生徒が新たな環境に早く慣れ、楽しい学校生活を送れるよう支援するもの
〈言語〉 スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、カンボジア語、中国語等
〈派遣回数〉 当該児童生徒 1 人につき 2 週間程度

新 (5) メタバースを活用した居場所づくりの研究 (教育開発センター)

学校に行きづらい児童生徒に、安心して過ごせる居場所を提供するため、インターネット上の仮想空間「メタバース」の活用について、大学と連携しながら研究するもの

(6) G I G Aスクール及び学校 I C T化の推進 42,399 千円 (教育総務課)

国で推進する「G I G Aスクール構想」に基づき、令和 3 年 3 月に全小中学校に配置した 1 人 1 台の情報端末を有効活用するため、授業や学習で使用する支援ソフトを活用し、より一層 I C T 技術の特性を生かした教育環境の整備を推進するもの

〈主な内容〉

- ・G I G Aスクール端末用支援ソフト賃借料
- ・G I G Aスクール用端末賃借料
- 新**・プロバイダ変更による通信環境改善
一斉接続時の速度遅延改善のためプロバイダの変更を行うもの
- 拡**・G I G Aスクール用ネットワークの拡充（体育館、特別教室等）
既存の教育用ネットワークをG I G Aスクール用に変更し、ほぼ全ての教室でインターネットに接続できるようにするもの
- 新**・保護者への一斉連絡サービスの更新
画像ファイルの添付や翻訳機能など、様々な機能が利用できるシステムへ更新し、利便性の向上を図るもの

(7) 親子方式による温かい中学校給食の提供

75,287 千円 （教育総務課）

小学校の給食調理室を活用した親子方式による学校給食を実施することにより、成長期である中学生に、栄養バランスの取れた安全で安心な温かい学校給食を提供するもの

- 親子方式による温かい中学校給食
給食調理業務委託、親子給食配送業務委託、給食配膳補助業務委託 など
- 温かい中学校給食試食会の開催
生徒の保護者に実際に給食を体験していただく「温かい中学校給食試食会」を開催し、給食への理解の促進を図るもの
- 地産地消の充実（愛川パクパクデー）
地場産物の利用を促進するため、地場産食材を取り入れた献立を提供する「愛川パクパクデー」を充実させ、地域の農畜産業などへの理解を深めるもの

(8) 学校施設改修事業

31,125 千円 （教育総務課）

小・中学校施設の改修を行い、校舎等の長寿命化を図るとともに児童生徒の学習環境の改善を図るもの

- 中津小学校特別教室棟屋上防水工事
- 中津小学校トイレ改修工事（洋式化）
- 半原小学校トイレ改修工事（洋式化）
- 中津第二小学校体育館照明器具LED化改修工事
- 愛川東中学校トイレ改修工事（洋式化）
- 愛川中学校体育館照明器具LED化改修工事

(9) 高等学校等への就学に対する助成

13,666 千円 （教育総務課）

- 通学に対する助成（高等学校等）
 - ・バス通学助成金 3ヶ月定期の1ヶ月相当分の25%を12ヶ月分
 - ・自転車通学助成金 購入額の1/2（電動アシスト自転車は上限60,000円、その他は上限20,000円、在学中1回限り）
- 入学準備に対する助成（高等学校等）
 - ・入学準備金 1人あたり20,000円（入学時1回限り）
※準要保護生徒就学援助制度の該当となる世帯を対象

《2 生涯学習》

新 (1) 「キャンパスライフ・フリー自習室」事業 710 千円 (企画政策課)

愛川繊維会館にリモート学習スペースを設置し、快適に通信教育ができる環境を整え、リカレント教育などの社会人による学び直しができる場所を提供するとともに、学校に行きづらい児童生徒が安心して過ごせる居場所としても活用するもの

新 (2) 児童館・地域公民館エアコン設置補助事業 8,000 千円 (生涯学習課)

児童館・地域公民館プレイルームへのエアコン設置に係る費用を補助することで、より使いやすい環境を整備し、地域住民のコミュニティ活動の活性化を図るもの

(3) 地域学校協働活動推進事業 2,172 千円 (生涯学習課)

地域と小中学校、愛川高校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、教育の質の向上と地域活性化を図るため、全小中学校に地域学校協働活動推進員を配置し、地域を創生する地域学校協働活動を推進していくもの

《3 スポーツ・文化振興》

新 (1) 第1号公園体育館トレーニングマシン更新 7,400 千円 (スポーツ・文化振興課)

第1号公園体育館トレーニングルームに設置されている各種トレーニングマシンを最新のものに更新し、筋力トレーニングによるからだづくりを通して、町民の健康づくりに資するもの

〈設置台数〉 31 台

(2) スポーツイベント・各種スポーツ教室等の開催 5,471 千円 (スポーツ・文化振興課)

- 新町発足 70 周年記念事業第 70 回町一周駅伝競走大会

〈開催予定〉 令和 7 年 1 月

〈開催場所〉 町内一円 (三増公園発着)

- あいかわスポーツ・レクリエーション・フェスティバル

〈開催予定〉 令和 6 年 10 月 13 日 (日)

〈開催場所〉 第 1 号公園 (体育館内を含む)

- 各種スポーツ教室等

〈事業内容〉 **新** スケートボード教室、水泳教室、剣道大会、サーフィン教室

(3) 運動公園施設・体育施設の修繕等 40,758 千円 (スポーツ・文化振興課)

- 中津工業団地第 1 号公園・体育館

・体育館暗幕ワイヤー交換工事

- 田代運動公園

・野球場防護フェンス交換工事

・ウォータースライダー修繕工事

(4) 懐かしの学び舎木造校舎改修 (スポーツ・文化振興課)

〈事業内容〉 外壁塗装工事

◎活力のあるまちづくりの推進

《1 農林水産業》

(1) 農業振興への取り組み

13,410 千円（農政課・農業委員会事務局）

●近代化施設整備事業補助金

〈交付先等〉 県央愛川農協 水稻育苗用緑化台車 補助率 1/2

●遊休荒廃農地対策費補助金

〈対象者〉 遊休荒廃農地を再活用する農業者等

〈補助額〉 遊休荒廃農地の復元のための草刈り及び耕うんに要する費用
10a あたり 33,000 円、伐根等が必要な荒廃農地は 10a あたり
67,000 円上乗せ（限度額 200,000 円）



●遊休荒廃農地調査事業

農林水産省の現地確認アプリを使用するためのタブレット端末を導入し、農地の利用状況の調査・データ化の効率化を図るもの

●新規就農者奨励金、家賃補助金

〈対象者〉 町内に在住して農地を借り、就農してから 5 年以内の方

〈奨励金額〉 3 年以上の利用権等が設定された農地 10a あたり 20,000 円
（限度額 60,000 円）

〈家賃補助額〉 家賃月額額の 1/2（限度額：30,000 円/月、期間：5 年）

●あいかわ準農家制度の促進

生きがいや趣味で耕作したい一般の方が小規模（10a 以下）の農地を借り受けできる制度を促進し、遊休農地の解消を図るもの

●農林業経営安定資金の貸付

〈限度額〉 一般 500 万円 認定農業者 800 万円

〈利率〉 1.25%（毎年見直し）

〈償還期間〉 60 ヶ月以内（認定農業者で 500 万円以上の貸付は 84 ヶ月以内）

(2) 有害鳥獣対策事業

12,732 千円（農政課）



●箱わな購入費補助金

小型動物等を捕獲するために使用する箱わなの購入費を助成

〈補助額〉 購入費用の 1/2（上限 7,000 円/台、1 世帯 2 台まで）

●有害鳥獣対策実施隊関連

有害鳥獣捕獲活動に対する支援

●有害鳥獣対策協議会への支援

集落環境調査や鳥獣との棲み分けのための環境整備を行うほか、有害鳥獣の捕獲方法の検証など総合的な対策を検討する協議会へ運営費を助成

●農作物獣害防除柵等設置費補助金

〈助成内容〉 ・単独設置（耕作面積 2a 以上） 設置費の 2/3（上限 10 万円）

・集団設置（設置面積 5a 以上） 設置費の 3/4（上限 20 万円）

●サル移動監視員の派遣

各サル群の移動監視と追払いを行うもの

(3) 農業基盤整備事業

16,295 千円 (農政課)

工事箇所等	種別	形状	
		延長	幅員等
箕輪用排水路	改修	120m	用排水路 □ 0.7m
坂本頭首工転倒堰補修事業負担金 (土地改良区事業への負担金 26/100)	改修	—	不具合調査

(4) 林業振興への取り組み

10,892 千円 (農政課)

●健やか成長応援記念品贈呈事業

町内産木材を活用した知育玩具を「健やか成長応援記念品」として1歳を迎えた幼児に贈るもの

●無花粉スギ植栽事業補助金

花粉対策や環境に配慮した森林施業を促進するため、町森林組合に対し、無花粉スギ植栽費用及び獣害対策用ツリーシェルター設置費用を助成するもの

- 〈補助率〉
- ・無花粉スギ植栽 1/2 以内
 - ・ツリーシェルター設置 1/3 以内

●林道維持管理事業

森林環境譲与税を活用した取り組みを実施するもの

〈事業内容〉宮沢林道舗装補修工事

●造林補助事業補助金(分収林)

〈交付先〉町森林組合

〈補助対象〉下刈・人工造林(無花粉スギ)・植生保護柵

(5) 地域水源林整備事業(水源環境保全・再生事業)

22,825 千円 (農政課)

神奈川県の水源地環境保全・再生市町村補助金を活用し、地域水源林エリア内の私有林について、測量調査や間伐、枝打等の施業を実施するもの

- 〈調査・施業地域〉 三増・角田地区の山林(私有林) 測量調査 20.09ha
田代地区の山林(私有林) 整備 3.42ha

《2 商工業・観光》**(1) 企業誘致の促進**

3,600 千円 (商工観光課)

【企業誘致条例更新に基づく奨励措置】

◎適用業種 次の投下資本額要件を満たすもの

	大企業	中小企業	小規模企業
製造業、自然科学研究所、宿泊業	3 億円以上	3 千万円以上	1 千万円以上
情報通信業	1 億円以上	3 千万円以上	1 千万円以上
償却資産のみの増資	3 億円以上	3 千万円以上	1 千万円以上

◎優遇措置

●固定資産・都市計画税の不均一課税

・戦略産業(ロボット・医療関連)の製造業は、通常課税を5年間全額免除

拡 上記以外の製造業・情報通信業・自然科学研究所は、通常課税を5年間1/5に軽減→(拡大)2年間全額免除・3年間1/5に軽減

・宿泊業は通常課税を5年間1/2に軽減

●雇用奨励金

- 〈対象〉 事業所立地にあたり町民を雇用した企業
〈交付額〉 ・年額1人20万円（1企業1回5人を限度）
・障がい者を雇用した場合、10万円を加算
〈適用回数〉 回数制限なし

●環境配慮設備設置奨励金

- 〈対象〉 ・事業所立地にあたり太陽光発電設備（発電能力10kw以上）を設置した企業
・事業所立地にあたり屋上緑化（3㎡以上）を施工した企業
〈交付額〉 ・太陽光発電設備：50万円
・屋上緑化：1㎡あたり2万円又は要した費用の1/2のいずれか低い額（限度額50万円）
〈適用回数〉 回数制限なし

●企業の立地に伴う就業者転入奨励金

- 〈対象〉 企業の立地に伴いその就業者が本町へ定住意思をもって3年以内に転入し自ら居住用に供する住宅を取得（新築又は購入）した場合
〈交付額〉 50万円（転入者本人へ交付）

【環境配慮設備設置事業補助金】

- 〈対象〉 ・太陽光発電設備（発電能力10kw以上）を設置した町内企業
・屋上緑化（3㎡以上）を施工した町内企業
〈交付額〉 ・太陽光発電設備：50万円
・屋上緑化：1㎡あたり2万円又は要した費用の1/2のいずれか低い額（限度額50万円）

(2) 事業者への融資に係る支援

54,254千円（商工観光課）

●中小企業事業資金の貸付

- 〈限度額〉 2,500万円
〈利率〉 融資期間5年以内は1.8%以内、融資期間5年超は1.9%以内
〈償還期間〉 84ヶ月以内

●商工振興利子補給金

- 〈対象資金〉 町中小企業事業資金、県小規模事業資金・小口零細企業保証資金・経営安定資金の一部・創業支援融資、日本政策金融公庫事業資金
〈補給率〉 1年間に支払った利子の50%、10万円限度
〈補給期間〉 3年間

(3) 起業支援・店舗再活性化事業補助金

450千円（商工観光課）

- 〈補助内容〉 ・起業した場合
個人（一般起業） 5分の1以内、10万円を限度
個人（テレワーク起業） 5分の1以内、15万円を限度
・起業に際し、空き店舗を起業の拠点とした場合
内装改造、改築に係る経費の3分の1以内、20万円を限度

(4) 勤労者への融資に係る支援

62,022 千円 (商工観光課)

●勤労者生活資金の貸付

〈限度額〉 200 万円

〈利率〉 教育費・自動車購入費・リフォーム費は年 1.0%以内
その他の費用は年 2.0%以内

〈償還期間〉 84 ヶ月以内 (据置 4 ヶ月以内)

●勤労者住宅資金利子補給金

〈対象金融機関〉 中央労働金庫、横浜銀行、県央愛川農協、相愛信用組合

〈補給率〉 支払利子 3%以内 (対象借入額上限 500 万円)

〈補給期間〉 60 ヶ月以内

(5) 宮ヶ瀬ダムナイト放流事業

4,900 千円 (商工観光課)

観光ダムとして人気の高い宮ヶ瀬ダムにおいてナイト放流を実施し、本町の魅力を PR するもの

〈開催予定〉 令和 6 年 10 月 26 日 (土)

(6) 友好都市交流事業の促進

2,517 千円 (総務課・関係各課)

友好都市立科町の「えんでこ祭」や本町のふるさとまつりでの相互交流を図るほか、立科町への交流バスツアーや宿泊施設利用助成、立科町特産品の活用などを行うもの

●友好都市立科町への交流バスツアー

〈実施予定〉 11 月上旬

〈募集人数〉 90 人 (予定)

●宿泊施設利用助成

〈助成内容〉 1 人 1 泊 1,500 円

●立科町特産品の活用

敬老祝い品として、リンゴジュースや信州みそなど特産品詰め合わせを贈呈

●青少年県外交流事業

夏休み期間中に 1 泊 2 日で立科町において中学生の交流を実施

(7) エネルギー価格高騰対策特別支援事業

214,000 千円 (商工観光課)

《令和 5 年 12 月補正予算》

エネルギー価格高騰による経済的負担が続いている町内全世帯を対象に、1 世帯当たり 1 万円を給付するもの (令和 5 年度繰越明許費繰越し)

〈申請時期〉 令和 6 年 2 月 1 日から 4 月 30 日まで

〈支給時期〉 令和 6 年 2 月から 5 月 (予定)

◎安全・安心まちづくりの推進

《1 防災対策》

(1) 防災対策事業

55,360 千円（危機管理室・水道事業所）



●防災備蓄品の充実

防災備蓄品について、食料・水をこれまでの1日分から3日分に増強するほか、災害時に必要となる物資を備え、大規模災害発生への対応を強化するもの

〈備蓄食料〉非常食（リゾット）、飲料水、粉ミルク

〈必要物資〉携帯トイレ、毛布、ブルーシート、ジェット式ストーブ、クイックパーテーション、炊き出しセット

〈水道関係〉設置型組立式給水タンク、非常用給水袋、加圧ポンプ、発電機



●「(仮称)愛川町防災力強化計画」の作成

令和8年度までの備蓄品の整備などを盛り込んだ「(仮称)愛川町防災力強化計画」を作成し、計画的な防災対策を講じていくもの

●保育園や小中学校への訪問による防災教室及び親子消防・防災教室の開催

年齢に応じた防災アニメの上映や起震車による地震体験のほか、防災カードゲームを通して防災知識を学ぶ親子消防・防災教室など、工夫を凝らした防災教育を実施するもの

●地域の自主防災能力向上の取り組み

・町民への防災情報の提供や防災知識の普及を目的とした「防災のつどい」の開催

・町社会福祉協議会との共催による「災害ボランティアコーディネーター養成講座」等の開催

・自主防災組織への助成（12行政区、テント、ヘルメット、トランシーバー等）

●情報伝達手段の確保

・テレビ神奈川データ放送の活用

・防災行政無線音声自動応答サービスの運用



(2) 地域福祉支援システムの導入

5,966 千円（福祉支援課）

災害時の要配慮者の情報管理にあたり、住民基本台帳情報や介護情報など各種システムと連携し、地図情報上で管理できる地域福祉支援システムを導入し、緊急時の迅速かつ適切な支援体制に万全を期すもの



(3) 災害時における学校調理施設の活用

（危機管理室・教育総務課）

大規模災害発生時などに、学校の調理施設を活用し、地域住民への炊き出しができるよう、ライフライン、人員の確保など、体制の整備を図るもの

(4) 急傾斜地安全対策工事補助金

4,500 千円（道路課）

災害に強いまちづくりを推進するため、がけ崩れの防止及び災害による被害の復旧、又は危険な立木の伐採に係る費用の一部を補助するもの

〈対象土地〉急傾斜地崩壊危険区域に属する土地など

〈対象工事〉
・安全対策工事（コンクリート擁壁、ブロック積み擁壁など）
・危険木伐採

〈補助率〉
・安全対策工事 工事費用の1/3（上限300万円）
・危険木伐採 伐採費用の1/2（上限30万円）

(5) 地震に強いまちづくりの推進

2,833 千円 (都市施設課)

●木造住宅耐震化に係る補助

〈補助率〉

- ・耐震診断補助金 診断費用の 1/2 (上限 5 万円)
- ・耐震改修設計補助金 設計費用の 1/2 (上限 7 万円)
- ・耐震改修工事補助金 工事費用の 1/2 (上限 50 万円)
- ・耐震改修監理補助金 監理費用の 1/2 (上限 4 万円)

●危険ブロック塀等耐震化補助金

〈補助率〉

- ・危険ブロック塀等の撤去のみ 費用の 1/2 (上限 10 万円)
- ・撤去及び生垣やフェンス等の新設 費用の 1/2 (上限 20 万円)

●地震に強いまちづくり促進事業

昭和 56 年以前の旧耐震基準により建築された木造住宅に対し、建築関係の有識者団体による相談会を実施し、耐震化に向けた啓発を図るもの

(6) 橋りょう長寿命化補修事業

12,100 千円 (道路課)

●橋りょう長寿命化修繕計画改定業務委託

〈対象〉 139 橋

●橋りょう長寿命化補修工事

工事箇所等	工種等	形状	
		延長	幅員等
平山橋	照明灯交換	—	13 基

(7) 災害予防対策事業

(道路課)

工事箇所等	工種等	形状	
		延長	幅員等
西原・後ヶ谷 102 号線災害予防工事	路面復旧	45m	3.4m
半原 8137 号線災害予防工事	床版	8m	2.7m
急傾斜地崩壊対策県営事業負担金 (半原日向地区)	法面工	55m	—

《2 消防・救急活動》**新 (1) 消防ポンプ自動車の更新**

(消防課)

平成 10 年度に購入し、本署に配備されている消防ポンプ自動車を 700 リットルの水槽を積載した車両に更新し、迅速な消火体制の充実強化を図るもの

(2) 患者監視装置の更新

(消防課)

半原分署配備の救急車に積載している患者監視装置(除細動、血圧や血中酸素飽和度及び心電図を連続して計測、監視し、適切な処置を行う装置)を更新し、人命救急活動の万全を図るもの

新 (3) 多言語機能別消防団の創設 1,068 千円 (消防課)
 日本語でのコミュニケーションが難しい外国籍住民に対し、有事の際は避難誘導や避難所での通訳などの生活支援、平時の際は啓発活動を主な活動内容とする多言語機能別消防団を創設し、多文化共生社会における地域防災力の強化を図るもの

拡 (4) 応急手当の普及促進 2,766 千円 (消防課)
 各公共施設に設置している AED（自動体外式除細動器）に加え、外国籍住民が多い地域の児童館や飲食店に AED を新たに設置し、AED 登録事業所の周知、拡大に努めるなど、国籍を問わず、多くの方が救命処置を実施できる環境を整備し、救命率の向上を図るもの

〈AED 設置状況〉

- ・設置数 31 基（貸出用を含む）
- ・上記のうち、屋外設置 6 基

※第 1 号公園、田代運動公園、三増公園、中津公民館、半原公民館、農村環境改善センター

〈新規設置〉屋外 4 基 六倉児童館、二井坂児童館、外国籍住民等経営店舗 2 店舗

新 (5) 半原分署長寿命化施設整備事業 (消防課)
 昭和 59 年度に建設された半原分署について、長寿命化改修に向けた施設整備基本実施設計及び各種調査（劣化診断等）等を実施するもの

(6) 救急高度化対策事業 4,838 千円 (消防課)
 救急救命士の新規養成や研修・実習等へ職員を派遣し、救急処置技術の向上を図り、救命率の向上に努めるもの

〈派遣内容〉 救急救命士の養成 1 人・再教育 16 人、就業前病院研修 1 人、気管挿管病院実習 1 人、ビデオ喉頭鏡病院実習 1 人
 消防学校専科教育（救急科）3 人

《3 防犯・交通安全対策》

(1) 安全・安心まちづくり対策事業 24,215 千円 (住民課)

- LED 防犯灯の増設（22 基）
- 防犯カメラの新設（3 基）、更新（4 基）
- 町内全域に設置した LED 防犯灯の維持管理
- 安全・安心まちづくりパトロールの実施
- 防犯活動の支援・啓発事業
 - ・防犯推進団体への助成、新入学児童への防犯ブザー配付、不審者情報メールの配信

(2) 交通安全対策事業 3,843 千円 (住民課)

- 交通安全施設整備、維持管理
 - ・道路反射鏡設置工事（6 基）
 - ・道路区画線等設置工事（L=581m 中津 2109 号線など 8 箇所）
- 交通安全啓発事業
 - ・立て看板の設置、新入学児童用ランドセルカバー・新入園児用交通安全啓発プチタオル等の配布

- ・大人向け自転車交通安全教室
- 自転車用ヘルメット装着推進事業
 - 1人1,000円を上限として、自転車用ヘルメットの購入費を助成するもの
 - 〈助成対象〉 町内に住所を有する方（年齢不問）
- 交通安全推進大会の開催
 - 〈開催予定〉 令和6年11月16日（土）
 - 〈会 場〉 文化会館

(3) 高齢者運転免許自主返納支援事業

610千円（高齢介護課）

加齢に伴う身体機能の低下等により運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーの方が自主的に運転免許証を返納しやすい環境を整備するため、返納時に特典（バス利用券）の提供を行うもの

- 〈対 象 者〉 75歳以上の運転免許証返納者で返納から6ヶ月以内の方
- 〈特 典〉
 - ・1年目 かなちゃん手形1年券及び町内循環バス回数券（50枚）
 - ・2～5年目 町内循環バス回数券（毎年50枚）

◎環境に配慮した持続可能なまちづくりの推進

(1) 空き家対策推進事業

9,418 千円 (環境課・都市施設課)

●空き家除却に係る固定資産税等の減免

危険空き家等を解体・除却した場合に「固定資産税等の住宅用地特例」による軽減措置を受けられなくなることによる所有者の負担増を緩和するため、3 年間に限り固定資産税等の軽減措置を図るもの

●空き家バンク制度の推進

〈助成内容〉 ※いずれも費用の 1/2 を助成

- ・空き家改修 (限度額 20 万円)
- ・空き家取得 (基本額 30 万円+最大 40 万円を加算)
- ・空き家解体 (限度額 30 万円)、空き家片付け (限度額 10 万円)
- ・空き家店舗改修 (限度額 20 万円)、空き家社宅転用取得 (限度額 30 万円)
- ・【再掲】耐震化に係る補助 ※昭和 56 年以前に建築された木造住宅が対象

新 ●空き家バンク登録奨励交付金

空き家バンク登録推進のため、登録物件所有者等に奨励金を交付するもの

〈助成内容〉 登録 1 件あたり 30,000 円

●危険空き家等解体費補助金

〈補助率〉 1/2 (上限 30 万円)

●空き家総合相談窓口の運営 (環境課内)

(2) 「ごみ処理広域化」の推進と「ごみ減量化・資源化」への取り組み

402,535 千円 (環境課)

本町の可燃ごみを「厚木市環境センター」で広域処理するとともに、紙類や剪定枝、プラスチック製容器包装等の資源化を促進するほか、「食品ロス」の削減に向けた取り組みを進め、ごみの減量化・資源化を推進するもの

また、不燃ごみや粗大ごみなどの処理を実施している美化プラントについて、施設の維持補修を行うなど適正な管理に努めるもの

●ごみ処理広域化の推進

- ・厚木市環境センターでの可燃ごみ処理
- ・厚木愛甲環境施設組合の事業運営費、施設建設費への負担

●ごみ減量化・資源化への取り組み内容

- 新** ●民間事業者と連携した宅配便活用のパソコン回収・リサイクル事業
- ・民間事業者と連携した不要物品リユース事業
- ・サントリーグループとの協定に基づくペットボトルの水平リサイクル
「ボトル to ボトル」の推進
- ・子ども会等集団資源回収事業への奨励金
〈奨励金額〉 5 円/kg
- ・紙類ステーション回収
- ・「愛川キエーロ」などの生ごみ処理器購入への助成
- ・雑古紙回収袋の配布 など

◎生活利便向上のための施策の推進

《1 生活交通の確保》

新 (1) (仮称) 愛川町地域公共交通活性化協議会の設立 11,228 千円 (企画政策課)

日常生活に必要な交通手段の確保を協議する場として、新たに「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会を設立し、令和 8 年度から 12 年度を計画期間とする地域公共交通計画策定に取り組むもの

(2) 町内循環バス運行事業 40,551 千円 (住民課・企画政策課)

〈運行概要〉

- ・運行ルート 愛川・高峰ルート、中津東部・小沢ルート、中津西南部ルート
- ・運行日時 土日・祝日・年末年始を除く毎日、午前 6 時台から午後 7 時台まで
- ・運行回数 愛川・高峰ルート 6 便、中津方面各 5 便
- ・乗車料金 150 円/回 (小児 50 円、未就学児は無料)

(3) 小田急多摩線延伸促進に向けた取り組み 102 千円 (企画政策課)

相模原市、厚木市、愛川町、清川村の 4 市町村で構成する「小田急多摩線の延伸促進に関する連絡会」において、引き続き、延伸促進に向けた情報交換や調査研究を行うとともに、地域住民や企業、商工団体で組織する「愛川町小田急多摩線延伸促進協議会」への支援を行い、住民・企業・行政が一体となった誘致活動を展開するもの

《2 道路網の整備》

(1) 平山下平線整備事業 (道路課)

単位：m

No.	工事名	延長	幅員
1	平山下平線 (第 1 工区改良工事)	325	9.45

(2) 町内全域道路・橋りょう等整備事業 347,504 千円 (道路課)

〈整備工事 33 箇所他 (主な整備工事は以下のとおり) 〉

単位：m

No.	工事名	延長	幅員等
1	後ヶ谷・宮ノ下 105 号線排水整備工事	120	0.9
2	中津 106 号線舗装打換工事	90	9.0
3	一ツ井・箕輪上原 108 号線歩道改修工事	75	3.2
4	中津 111 号線舗装打換工事	42	5.0
5	下平・舘山 118 号線舗装打換工事	75	5.9
6	田代 215 号線改良工事	17	2.1~2.5
7	中津 221 号線舗装打換工事	90	3.6
8	中津 223 号線舗装打換工事	43	2.1
9	中津 230 号線歩道整備工事	133	3.5
10	中津 232 号線改良工事	60	4.1~4.7
11	角田 1709 号線舗装打換工事	90	2.1~3.3
12	中津 2109 号線舗装打換工事	61	1.5~3.7

No.	工 事 名	延 長	幅員等
13	中津 2701 号線舗装打換工事	59	3.5
14	中津 2951 号線排水整備工事	27	4.0
15	中津 3108 号線舗装打換工事	51	3.3
16	中津 3148 号線歩道改修工事	360	0.5
17	中津 3502 号線舗装工事	60	2.2~2.4
18	中津 3622 号線舗装打換工事	100	4.2
19	八菅山 4142 号線舗装打換工事	116	1.8
20	三増 5321 号線側溝改修工事	32	4.2
21	半原 7370・7313 号線改良工事	285	0.6~6.0
22	半原宮本地内水路改修工事	30	0.9
23	道路照明灯設置工事(西原・後ヶ谷 102 号線ほか)	—	N=9 基
24	【再掲】平山橋補修工事		
25	【再掲】西原・後ヶ谷 102 号線災害予防工事		
26	【再掲】半原 8137 号線災害予防工事		
27	【再掲】急傾斜地崩壊対策県営事業負担金(半原日向地区)		
28	【再掲】平山下平線(第 1 工区改良工事)		

《3 上下水道の整備》

(1) 水道施設改良・防災対策事業

307,997 千円 (水道事業所)

主な事業	内容等
戸倉浄水場浸水対策工事	戸倉浄水場第 2 浄水池の浸水対策工事 (送水ポンプ設置工事)
【再掲】災害用備品購入事業	設置型組立式給水タンク 5 台、加圧式 ポンプ 3 台、非常用発電機 3 台
細野浄水場旧細野系配水流量計検出器更新	配水流量計検出器の更新
細野浄水場新細野川北系配水流量計検出器更新	配水流量計検出器の更新
細野新配水池他水位計更新	細野新配水池、志田第一配水池、志田高 区配水池の水位計更新
志田第二配水池・愛川受水池水位計更新	志田第二配水池・愛川受水池の水位計 (検出器等)更新
中津配水池他緊急遮断弁修繕	中津配水池の緊急遮断弁、地震計の修繕 及び志田第二配水池の緊急遮断弁修繕
中津浄水場他高圧電気設備更新	高圧電気設備の更新及び低濃度 PCB 含有調査
配水管整備改良工事	耐震性が向上した管への布設替工事 (町内 2 箇所)
半原細野地区仕切弁交換工事	耐震性のある仕切弁への交換工事

(2) 汚水処理施設等の適切な維持管理

58,256 千円 (下水道課)

●ストックマネジメント計画に基づく設備更新

事業名	内容等
久保ポンプ場電気設備更新工事	引込ポンプ盤、補機盤電気設備の更新
マンホールポンプ場制御盤電気設備更新工事	原臼第 1
マンホールポンプ場水位計更新工事	下細野第 2、原臼愛川橋、宮本馬場第 2、宮本無名橋、川北第 1
マンホールポンプ更新工事	馬渡第 1 ポンプ 2 基

●汚水管路カメラ等調査業務

管路の計画的な改築を行うため、カメラを用いた点検・調査を行うもの
 〈調査箇所〉 ・半原第 1～第 4 汚水幹線 他
 汚水管 L=17,224m、マンホール蓋 100 箇所

(3) 雨水対策事業の推進

134,827 千円 (下水道課)

近年の集中豪雨等による浸水被害を防止するため、雨水対策事業を推進するもの

事業名	延長 (m)
桜台排水区幹線水路整備工事	40.5
小沢排水区幹線水路整備工事	31

新 ●雨水出水浸水想定区域図作成業務

想定最大規模降雨 (153 mm/h) による雨水出水浸水想定区域図を令和 7 年度までの継続事業で作成するもの

《4 生活環境の整備》**(1) 愛川聖苑設備改修事業等**

(住民課)

- 火葬炉修繕工事 主燃炉Nブロック修繕 (1号炉～3号炉、動物炉)
- 火葬炉のガス炉転換に向けた検討
カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みの一つとして、ガスを活用した火葬炉への転換を検討するもの

(2) ごみ収集対策

4,399 千円 (環境課)

- ごみ・資源物収集カレンダーの作成・翻訳
外国籍住民の国籍多様化に対応したごみ・資源物収集カレンダーを作成するもの
〈対応言語〉 9言語 (スペイン語・ポルトガル語・英語・中国語・タイ語・クメール語・タガログ語・ベトナム語・シンハラ語)
- ごみ出し困難者戸別収集事業
ひとり暮らし高齢者や障がい者世帯等で、ごみ収集所までごみを持ち出すことが困難な世帯を対象に、見守りを兼ねてごみの戸別収集を行うもの

《5 まちづくりの推進》

新 (1) 中津工業団地第1号公園再整備事業 166,000千円 (都市施設課)

都市計画公園としての機能の向上やスポーツ施設の充実を図るため、防災機能を兼ね備えた多目的広場の整備のほか、屋外トイレやマンホールトイレの新設など再整備を実施するもの

〈全体計画期間〉 令和6年度から令和10年度まで

〈令和6年度実施内容〉 野球場及び多目的広場整備 (令和6~7年度継続事業)

新 (2) 中津工業団地第2号公園再整備事業 8,200千円 (都市施設課)

開墾碑広場を有効に活用するため、児童生徒から要望の声の大きいバスケットボールコート (半面×2) を整備するもの

(3) 町営住宅長寿命化改修事業 (都市施設課)

町営住宅長寿命化計画に基づく長寿命化改修工事を実施するもの

●町営三増住宅 (2号棟) 外壁・屋根改修工事

〈建物概要〉 鉄筋コンクリート3階建て 延床面積 648㎡

(4) 地籍調査事業 7,648千円 (道路課)

境界や面積などの土地に関する基礎的な情報を明確にする地籍調査を、春日台地区を対象に実施するもの

〈事業内容〉

・地籍簿案の作成、閲覧 春日台5丁目・2丁目の一部 (第05計画区) 約5ha

・一筆地調査の実施、地籍図原図作成

春日台2丁目の一部 (第06計画区) 約5ha

◎まち・ひと・しごと創生に向けた取り組み

(1) 観光・産業連携拠点敷地造成工事

96,712 千円 (企画政策課)

観光・産業連携拠点づくり事業用地の敷地造成工事を令和 5 年度からの継続事業として実施するもの

〈工事内容〉 敷地造成 (盛土、排水設備設置 など)

〈事業費総額〉 250,459 千円 (R5 年割額 153,747 千円、R6 年割額 96,712 千円)

(2) 移住・定住推進事業

3,189 千円 (総務課・企画政策課)

●三世帯同居定住支援事業

若い世代 (40 歳未満の子世帯等) が三世帯同居を目的として、住宅取得・リフォームを行い、転入した場合にその一部を補助するもの

〈助成内容〉 ・住宅取得費用の 1/2 (限度額 50 万円)

・住宅リフォーム費用の 1/2 (限度額 40 万円)

●移住定住促進スマートフォンサイト「ポケットに愛川」運営事業

町の魅力を網羅し、訪町を疑似体験できるセールスツール「ポケットに愛川」の効果的な運用を図り、シティセールスや移住定住を促進するもの

(3) ふるさと納税の推進

35,222 千円 (企画政策課・財政課)

●企業版ふるさと納税の活用

町が行う地方創生事業の充実・強化を図るため、寄附を行った企業に税負担の軽減措置が与えられる「企業版ふるさと納税制度 (地方創生応援税制)」を活用し、戦略的な財源確保を目指すもの

●ふるさと納税推進事業

ポータルサイトを追加して、3 種類のサイトを活用するとともに、さらなる町の PR や地域活性化につなげていくため、より一層の返礼品充実などに努めるもの

また、寄附受領証明書発行業務及びワンストップ特例申請業務の民間委託により事務処理の円滑化を図るもの

◎共に創るまちづくりと行財政運営の効率化

新 (1) 新町発足 70 周年記念事業の検討 (総務課・関係各課)

令和 7 年に迎える新町発足 70 周年を祝うため、各種記念事業を企画・検討していくもの(新町発足：昭和 30 年 1 月 15 日)

拡 (2) 広報あいかわ配布率向上に向けた取り組み 20,109 千円 (総務課)

より多くの方に町政情報をお伝えできるよう、これまでの新聞折り込み、公共施設、コンビニエンスストア、病院等に加え、町内企業への配架や園児、小中学生を通じての持ち帰りなど配布方法を拡充するもの

〈新たな配布先〉小中学校、介護事業所、企業など 224 施設

(3) 住民との協働事業の推進 1,706 千円 (行政推進課・関係各課)

●提案型協働事業

・子育て支援「寺子屋くすくすの木事業」(教育開発センター)

●まち美化アダプト事業

道路・公園等の除草、植栽などを町民公益活動団体と協働で推進するもの

●あいかわ町民活動応援事業

〈対象事業〉 公益活動団体が新たに行う公益的な事業

〈補助額〉 対象経費の 8/10 以内(上限 30 万円) ※1 事業につき 3 年まで

(4) 町長との各種懇談会の開催 5 千円 (総務課)

〈開催内容〉

- ・中学生とのオンラインミーティング
- ・小学生とのランチミーティング
- ・ふれあいファミリアミーティング
- ・子育て中の親との懇談会

(5) 自治体 DX の推進 16,531 千円 (関係各課)

●勤怠管理システムの導入

ICカードを用いて出退勤時刻を記録する勤怠管理システムを導入し、労働時間の適切な把握・管理に資するとともに、給与計算などに係る事務処理の効率化を図るもの

〈導入予定〉 令和 6 年 10 月

●課税証明書のコンビニ交付開始

すでに実施している住民票などのコンビニ交付に続き、課税証明書についても、コンビニエンスストア等での交付サービスを実施するもの

〈導入予定〉 令和 6 年 10 月

●標準準拠システムへの移行

国の自治体DX推進計画に基づき、戸籍情報システムなど、国が示す標準化基準に適合したシステムへ移行するための業務を実施するもの

新 (6) 本庁舎 1 階レイアウト変更 23,000 千円 (管財契約課)

本庁舎 1 階の高齢介護課と包括支援センターのレイアウトを変更することで、来庁者にふれあいと癒しを感じられる憩いの場を提供するとともに、快適に安心して相談できる窓口環境の整備を図るもの

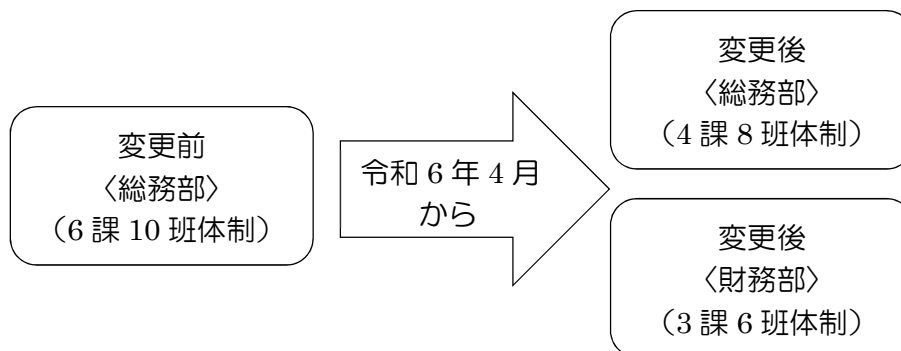
※水道事業所は庁舎分館 1 階へ移設



(7) 組織機構の見直し（総務部）

（行政推進課）

財務部門の強化を図るため、「総務部」を分割し、「財務部」を新設するもの。また、自治体DXに的確に対応するため、「デジタル推進課」を設置するなど、多様化・複雑化する課題に対応し、効率的な住民サービスの提供に努めるもの



変更前		
総務部	総務課	総務法制班
		広報・シティセールス班
	企画政策課	企画政策班
	財政課	財政班
	行政推進課	協働・行政管理班
		情報統計班
	管財契約課	管財契約班
	税務課	町民税班
		資産税班
		収納班

変更後		
総務部	政策秘書課	秘書広報班
		企画政策班
	総務課	総務班
		行政管理班
	デジタル推進課	デジタル推進班
		情報システム班
	住民協働課	協働推進班
交通防犯班		
財務部	財政課	財政班
	管財契約課	管財班
		契約検査班
	税務課	町民税班
		資産税班
		収納班